

周南市手数料条例の一部を改正する条例制定について

周南市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 12 月 3 日 提出

周南市長 藤井律子

周南市手数料条例の一部を改正する条例

周南市手数料条例（平成15年周南市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表その3 建築関係の表の(9)の部備考4及び同表(10)の部備考3中「(1)建築物等の確認申請及び計画通知の部」を「(1)の部」に改め、同表(12)の部備考6中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の次に「（平成27年法律第53号）」を加え、同部備考11及び同表(13)の部備考11中「(1) 建築物等の確認申請及び計画通知の部」を「(1)の部」に改め、同表(15)の部エの項中「部分」の次に「であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出するもの」を加え、同項の次に次のように加える。

オ 共同住宅等又は複合建築物のうち住戸の部分であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出しないもの	申請に係る戸数が4戸以下のもの 1件につき 129,000円 申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもの 1 件につき 161,000円 申請に係る戸数が16戸以上45戸以下のもの 1 件につき 255,000円 申請に係る戸数が46戸以上のもの 1件につき 408,000円
--	--

別表その3 建築関係の表の(15)の部備考1を次のように改める。

1 2以上の建築物について申請する場合の手数料の金額は、当該建築物ごとに算

定する。

別表その3 建築関係の表の(15)の部備考2中「エ」を「エ又はオ」に改め、同部備考3中「第30条第1項各号」を「法第30条第1項各号」に改め、同部備考8を同部備考9とし、同部備考7中「6」を「6又は7」に改め、同備考を同部備考8とし、同部備考6の次に次のように加える。

7 オに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 4戸以下のもの 119,000円
- (2) 5戸以上15戸以下のもの 141,000円
- (3) 16戸以上45戸以下のもの 210,000円
- (4) 46戸以上のもの 328,000円

別表その3 建築関係の表の(16)の部エの項中「部分」の次に「であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出するもの」を加え、同項の次に次のように加える。

オ 共同住宅等又は複合建築物のうち住戸の部分であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出しないもの	申請に係る戸数が4戸以下のもの 1件につき 65,000円  申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもの 1 件につき 81,000円  申請に係る戸数が16戸以上45戸以下のもの 1 件につき 129,000円  申請に係る戸数が46戸以上のもの 1件につき 204,000円
--	--

別表その3 建築関係の表の(16)の部備考1を次のように改める。

1 2以上の建築物について申請する場合の手数料の金額は、当該建築物ごとに算定する。

別表その3 建築関係の表の(16)の部備考8を同部備考10とし、同部備考7中「2」を「3」に、「3又は4」を「4又は5」に、「6」を「7又は8」に改め、

同備考を同部備考9とし、同備考の前に次のように加える。

8 才に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 4戸以下のもの 60,000円
- (2) 5戸以上15戸以下のもの 71,000円
- (3) 16戸以上45戸以下のもの 106,000円
- (4) 46戸以上のもの 164,000円

別表その3 建築関係の表の(16)の部備考6を同部備考7とし、同部備考3から同部備考5までを、同部備考4から同部備考6までとし、同部備考2中「エ」を「エ又は才」に改め、同備考を同部備考3とし、同部備考1の次に次のように加える。

2 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物を追加する場合の当該他の建築物に係る手数料の金額は、前記の手数料の金額にかかわらず、この項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の金額に相当する額とする。

別表その3 建築関係の表の(17)の部エの項中「共同住宅等」の次に「であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出するもの（省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るものを除く。）」を加え、同項を同部カの項とし、同項の次に次のように加える。

キ 共同住宅等であって、 共用部分の設計一次エネ ルギー消費量を算出しな いもの（省令第1条第1 項第2号イ(2)(ii)及び 同号ロ(2)に定める基準 による認定に係るものに 限る。）	申請に係る戸数が4戸以下のもの 1件につき 58,000円 申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもの 1 件につき 76,000円 申請に係る戸数が16戸以上45戸以下のもの 1 件につき 127,000円 申請に係る戸数が46戸以上のもの 1件につき 204,000円
--	--

ク 共同住宅等であって、 共用部分の設計一次エネ ルギー消費量を算出しな いもの（省令第1条第1項 第2号イ(2)(ii)及び同号ロ (2)に定める基準 による認定に係るものと 除く。）	申請に係る戸数が4戸以下のもの 1件につき 129,000円 申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもの 1 件につき 161,000円 申請に係る戸数が16戸以上45戸以下のもの 1 件につき 255,000円 申請に係る戸数が46戸以上のもの 1件につき 408,000円
--	--

別表その3 建築関係の表の(17)の部ウの項中「住宅」の次に「（省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るものと除く。）」を加え、同項を同部エの項とし、同項の次に次のように加える。

オ 共同住宅等であって、 共用部分の設計一次エネ ルギー消費量を算出する もの（省令第1条第1項 第2号イ(2)(ii)及び同号 ロ(2)に定める基準に よる認定に係るものに限 る。）	申請に係る戸数が4戸以下のもの 1件につき 102,000円 申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもの 1 件につき 117,000円 申請に係る戸数が16戸以上45戸以下のもの 1 件につき 169,000円 申請に係る戸数が46戸以上のもの 1件につき 245,000円
---	--

別表その3 建築関係の表の(17)の部イの項の次に次のように加える。

ウ 一戸建ての住宅（省令 第1条第1項第2号イ (2)(i)及び同号ロ(2) に定める基準による認定 に係るものに限る。）	床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1 件につき 21,000円 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1 件につき 22,000円
---	--

別表その3 建築関係の表の(17)の部備考1中「エ」を「オからクまでのいずれか」に改め、同部備考6中「5」を「6から9までのいずれか」に改め、同備考を同部備考10とし、同部備考5中「エ」を「カ」に改め、同備考を同部備考7とし、同備

考の次に次のように加える。

8 キに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 4戸以下のもの 48,000円
- (2) 5戸以上15戸以下のもの 56,000円
- (3) 16戸以上45戸以下のもの 82,000円
- (4) 46戸以上のもの 124,000円

9 クに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 4戸以下のもの 119,000円
- (2) 5戸以上15戸以下のもの 141,000円
- (3) 16戸以上45戸以下のもの 210,000円
- (4) 46戸以上のもの 328,000円

別表その3 建築関係の表の(17)の部備考4中「ウ」を「エ」に改め、同備考を同部備考5とし、同備考の次に次のように加える。

6 才に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 4戸以下のもの 92,000円
- (2) 5戸以上15戸以下のもの 97,000円
- (3) 16戸以上45戸以下のもの 124,000円
- (4) 46戸以上のもの 165,000円

別表その3 建築関係の表の(17)の部備考3の次に次のように加える。

4 ウに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 200平方メートル未満のもの 16,000円
- (2) 200平方メートル以上のもの 17,000円

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。